

会長 副会長

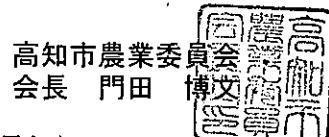
常務

担当
小林

HP

24重高農第 8号
平成25年1月9日

高知県司法書士会会长 様
高知県行政書士会会长 様
高知県土地家屋調査士会会长 様
公益社団法人 高知県宅地建物取引業協会会长 様
社団法人 全日本不動産協会高知県本部本部長 様



非農地証明書の交付基準等の変更について(通知)

本市の農地行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただいておりまこと厚くお礼を申し上げます。

さて、法務局における不動産登記法の地目変更手続において、農地地目（田、畠）を農地以外の地目に変更する場合に必要となる添付書類として、農地法の転用手続の完了を証する書面（許可書、受理通書）の代わりとなる、現況が農地ではないことの証明書の交付について、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）」に基づいて農業振興地域整備計画における農用地区域（概ね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地）として指定された農地を、非農地として証明することは農地制度の励行上好ましいものとはいえません。

つきましては、農地法の趣旨を尊重しながら、県の農地法関係事務処理要領（平成22年6月作成）及び県下各市の実情を考慮して、平成25年4月1日以降に高知市農業委員会が受け付ける「非農地証明願」について、次のとおり交付基準（条件、経過年数等）及び様式を変更しますのでお知らせします。

1 非農地証明の条件について

- (1) 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地
- (2) 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地
- (3) 市街地の中に孤立した農地
- (4) 耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰瘍した土地で非農地となり、復元の見込みがないこと。
- (5) 人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上、特に支障がないと認められる土地
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。
- (7) 無断転用として指導されたことがないこと。

※ (1)～(5)のいずれかの土地であって、かつ(6)及び(7)の条件を満たすこと。

2 非農地証明申請における添付書類（申請書は、別添の様式1に変更となります。）

- (1) 申請地の登記簿謄本（全部事項証明書）
- (2) 申請地の位置図
- (3) 申請地の公図の写し（隣接地の地目、所有者名を表示したもの。）
- (4) 始末書（1の交付条件の(1), (2), (3)の場合は除く。）
- (5) 住民票又は戸籍の附票の写し（現住所と登記簿に記載された住所が異なる場合）
- (6) その他、申請内容により必要となるもの。

3 申請書の農業委員の調査確認について

農業委員記載欄には、原則、農業委員2名の調査確認が必要となります。（農業委員が認める場合は、1名でも可能な場合があります。）

4 農用地区域外であることの確認について

申請書には、農業振興地域の農用地区域外であることを確認した方の氏名と日の記入が必要となります。

5 施行日 平成25年4月1日

(様式1)

平成 年 月 日

高知市農業委員会長 様

申請人 住 所 印
 氏 名
 (連絡先氏名) 電話)

非 農 地 証 明 願

土地の表示

土 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	区域区分	
高知市 字		田・畠		市街化区域	農用地区域外
高知市 字		田・畠		市街化区域	農用地区域外
高知市 字		田・畠		市街化区域	農用地区域外
農用地区域外であることの確認者・確認年月日	氏名		平成 年 月 日確認		

上記の土地は、昭和・平成 年 月 日頃から非農地となり、現在も非農地であることの証明を願います。

現況説明（非農地となった原因と、現在までの経緯及び現在の状況）

高知市収入証紙

貼 用 欄

- 添付書類 1 登記事項証明書(全部事項証明書)
 2 位置図
 3 公図の写し(隣接地の地目・現況、所有者名を表示したもの。)
 4 始末書(原因日が昭和27年10月21日以降の場合。ただし、自然災害等で農地への復旧ができない土地、市街地の中に孤立した農地を除く。)
 5 その他(申請内容により必要となるもの。)

農業委員記載欄	調査年月日 平成 年 月 日	印
	調査結果	
	平成 年 月 日 農業委員	
調査年月日 平成 年 月 日	印	
調査結果		
平成 年 月 日 農業委員		

受 付 印

非農地証明書交付の手続きについて

非農地証明については、非農地に至った経過・現況等について、農業委員が申請地を調査した上で、証明願の「農業委員記載欄」に調査結果の記入・署名と押印する必要があります。

なお、農業委員の確認を得る前に、農業振興地域の農用地区域内の土地でないことを必ず確認してください。

※ 農業振興地域についての問い合わせ先 高知市農林水産課

TEL 823-9458(たかじょう西庁舎6階)

農業委員の確認を得るにあたっては、次の事項に留意してください。

- 農業委員会事務局へ提出する申請書類一式を見せながら、内容説明してください。
- 添付書類の公図の写しには、隣接地の地目・現況、所有者名を表示してください。
- 現地へ案内し、説明してください。
- あらかじめ、電話で農業委員と日時の調整を行なった上で、訪問してください。

(早朝、深夜の電話はご遠慮ください。)

(問い合わせ先) 高知市農業委員会事務局 農地係

TEL 823-9484